

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が自己都合により入社後 180 日未満に退職した場合、又は本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合、退社時期に応じて受領した紹介料を下記の表に従い求人者に返還する制度です。

退社時期	返還する紹介料
入社から 31 日未満	紹介料の 80%
31 日以上から 91 日未満	紹介料の 50%
91 日以上から 181 日未満	紹介料の 20%

※この返戻金制度は、人材紹介基本契約書等により別の定めをする場合があります。